

返戻金規定

甲 求人企業

乙 株式会社ブレイン・ラボ

1. 乙が甲に紹介した採用決定者が、甲に雇用された日から起算して 3 ヶ月未満に本人の一身上の都合で退職した場合または本人の責により解雇となった場合には、乙は第 6 条および前条に基づき既に甲から受領した当該採用決定者についての紹介手数料を、以下の条件に従って甲に返金するものとする。ただし、甲の採用決定者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる、または労働基準法等の法令違反に起因する退社の場合はこの限りではない。
 - (1) 雇用契約開始日より 1 ヶ月未満で退職または解雇した場合：紹介手数料の 80%を返金
 - (2) 雇用契約開始日より 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で退職または解雇した場合：紹介手数料の 30%を返金
2. 甲は、乙に対して、前項に定める事由による採用決定者の退職または解雇が発生した場合、当該退職または解雇から 1 週間以内にその旨通知するものとする。
3. 第 1 項に定める事由以外の事由に基づき、採用決定者が退職または解雇されるに至った場合には、乙は受領した紹介手数料を甲に返還することを要せず、未払いの紹介手数料がある場合には、甲は乙に対して、当該未払分を全額支払わなければならないものとする。

以上